

# 第3章 新世紀と共に

## 第1節 高度情報通信社会を創造的に生きる

情報通信技術の発展により、多様な情報への効率的なアクセス、距離的・時間的制約を克服したコミュニケーションや双方向での情報交流などがもたらされ、人間の知的・創造的活動に飛躍的な広がりをもたらすものとして期待されています。一方、情報化の影の部分の一つとして、情報活用の際のモラルの問題や、他者（家族、友人、教師等）との関係の希薄化による「触れ合い」不足も指摘されています。

このため、高度情報通信社会に生きる子どもたちの情報活用能力や情報に対する倫理観の育成に努めます。また、県民の知的・創造的活動を支援するため、教育情報等のデータベースやネットワークの構築など、人的環境を含めた情報利用環境の整備に努めます。

### (1) 高度情報通信社会を創造的に生きる

- ① 情報教育の充実
- ② 情報活用に関する学習機会の提供
- ③ 情報利用環境の整備・充実

項 目	具体的施策の方向
① 情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>情報活用能力（情報リテラシー）の育成</b> 高度情報通信社会に生きる児童生徒が情報を正しく活用できるよう、発達段階に応じた体系的な情報教育の充実を図り、児童生徒の情報活用能力を高めます。</li> <li>▶ <b>情報に関するモラルの育成</b> 児童生徒一人ひとりが情報の発信者・受信者・利用者となる高度情報通信社会を生きていくため、情報を正しく活用する能力や、情報に関するモラル等の情報社会に参画する基本的な態度を育成する教育を推進します。</li> <li>▶ <b>情報教育指導者の養成</b> 学校における情報教育の効率的な実施を図るため、情報教育に関する教員研修の充実を図るなど、情報教育に携わる指導者の育成を推進します。</li> <li>▶ <b>生涯学習行政に携わる職員等の研修の充実</b> 生涯学習行政に携わる職員、特に生涯学習関連施設の職員が、幅広い情報活用能力を身に付けて県民からの相談等に対応するため、情報活用能力に関する研修拠点として生涯学習関連施設を活用し研修機会を増やすなど研修体制の整備・構築に努めます。</li> </ul>
② 情報活用に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>情報活用能力を身に付けるための学習機会の提供</b> 県民一人ひとりが情報通信技術を活用できる力を身に付け情報社会からの恩恵を受けることができるよう、生涯学習関連施設において、情報活用能力を身に付けることを支援するための研修講座の実施など学習機会の提供に努めます。</li> </ul>